

第三百二十四回 参議院労働委員会會議録第一一號

平成七年十月十九日(木曜日)

午後二時一分開会

委員の異動

十月十九日

辞任

狩野 安君
佐々木 満君
前田 勲男君

補欠選任

北岡 秀二君
林 芳正君
松村 龍二君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

足立 良平君

委員

坪井 一字君
松谷倉 一郎君
武田 節子君
清水 澄子君

北岡 秀二君
小山 孝雄君
山東 昭子君
林 芳正君

松村 龍二君
吉村剛太郎君
石井 一二君
星野 朋市君

梶原 敬義君
日下部博代子君
吉川 春子君
末広真樹子君

国務大臣

労働大臣 青木 薪次君

政府委員

労働大臣官房長 渡邊 信君

労働省職業安定局長

征矢 紀臣君

事務局側

常任委員会専門員

佐野 厚君

本日の會議に付した案件

○中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(足立良平君) ただいまから労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、前田勲男君、佐々木満君及び狩野安君が委員を辞任され、その補欠として松村龍二君、林芳正君及び北岡秀二君が選任されました。

○委員長(足立良平君) 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。青木労働大臣。

○国務大臣(青木薪次君) ただいま議題となりました中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

経済活動の国際化、規制緩和の進展等を背景に産業構造の転換が進む中で、最近の雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあります。しかしながら、こうした状況にあっても、なお中小企業における労働力の確保には困難なものがああり、中でも中小企業者の新たな事業分野への進出等を支える高度な人材の確保については特に厳しい状況となっております。この原因としては、中小企業の

雇用管理全般の改善がおくれていること、さらには、中小企業において新規の事業分野への進出等を図るため必要な労働力の高度化、多様化が進んでいるにもかかわらず、それに見合った雇用管理の改善が進んでいないことを挙げることでございます。

最近の厳しい雇用失業情勢にかんがみれば、新たな雇用機会の創出の核として期待されるベンチャー企業等新分野展開を目指す中小企業等の事業活動を人材面等から支援していくことは極めて重要な課題であります。

政府としては、こうした課題に対処するため、中小企業者の行う人材の育成・確保、魅力ある職場づくりのための雇用管理の改善の活動を支援することとし、労働省と通商産業省が協力してこのための法律案を作成し、関係審議会にお諮りした上、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、個別の中小企業者が、高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るための雇用管理の改善に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとするとしております。

第二に、計画の認定を受けた事業協同組合等の構成員たる中小企業者及び計画の認定を受けた個別の中小企業者による雇用管理の改善を促進するため、高度な人材の受け入れ、育成等を行い、認定計画の目標を達成したものに對して雇用保険法に基づく必要な助成及び援助を行うこととしております。

これらの助成及び援助を行う場合、これから労働者を雇用しようとする事業主、内定中の者についても対象とするともに、これらの助成及び援助を雇用促進事業団において実施することとして

おります。

以上のほか、雇用促進事業団による資金の貸し付け並びに中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法及び中小企業投資育成株式会社法の特例措置の対象範囲の拡大等を定めることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(足立良平君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は明二十日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時六分散会

十月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者の」の下に「職業の安定その他」

を加える。

第四条第一項中、「その構成員を」とその構成員に、「(以下「改善計画」という。)を」とを、中小企業者は改善事業であつて職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るためのものについての計画に、「その改善計画を」とその計画に改め、同条第二項中「改善計画を」前項に規定する改善事業についての計画(以下「改善計画」という。)に改める。

第五条第一項中「(以下「認定中小企業者」という。))」の下に「又は中小企業者(以下「認定中小企業者」という。))」を加え、同条第二項中「構成員」の下に「若しくは認定中小企業者」を加える。

第七条の見出し中「雇用福祉事業を」雇用安定事業等に改め、同条中「第六十四条を」第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条に改め、同条第二号を次のように改める。

二 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、必要な設備若しくは福祉施設の設置若しくは整備を行い、又は新たに職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

第七条に次の一号を加える。

三 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、その雇用する労働者又はその中小企業者に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者(次項において「被保険者」という。)として雇用されることとなつてゐる者(次項において「内定者」という。)に關し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講じ、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。

2 第七条に次の二項を加える。
前項第二号及び第三号の助成及び援助を行う

平成七年十月二十五日印刷

に当たつては、労働者を雇用していない中小企業者(同項第二号又は第三号の措置を講じた後、労働者を雇入れたものに限る。)を雇用保険法第五条第一項の適用事業の事業主と、前項第三号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、同法第四章の規定を適用する。

3 政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号。以下「事業団法」という。)及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

第八条第一項中「雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号。以下「事業団法」という。))」を「事業団法」に改め、「従つて、」の下に「その雇用しようとする労働者の福祉を増進するための施設(政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))の設置又は整備を行う認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて労働者を雇用していないもの及び」を加え、「(政令で定めるものに限る。))」を削る。

第十条第一項中「又はその構成員たる中小企業者」を「若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者」に改める。

第十一条及び第十二条第一項中「中小企業者」の下に「又は認定中小企業者」を加える。
第十五条中「中小企業者」の下に「並びに認定中小企業者」を加える。
第十七条中「認定組合等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

十月十九日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は十月十八日)

平成七年十月二十六日発行

一、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に關する法律の一部を改正する法律案

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局